

第3期すこやかあきた夢っ子プラン

期間：令和2～6年度



- ・子ども・子育て支援法第62条に基づき都道府県が策定する子ども・子育て支援事業支援計画
- ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づき都道府県が策定する行動計画
- ・秋田県子ども・子育て支援条例第8条に基づく子ども・子育て支援に関する基本計画
- ・国の母子保健計画策定指針に基づく母子保健計画

◎計画の目標

「結婚・出産・子育てに関する県民の希望をかなえ、秋田の未来を拓く子どもの健やかな成長を可能とする社会」の構築を目指します

政策1 子育てを社会全体で支える体制の充実 主な取組

基本施策1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供

子どもの育ちや保護者の子育てを支援するために、教育・保育の総合的・計画的な提供を進めます。



- 教育・保育の計画的な提供
- 保育人材の確保・育成と教育・保育の質向上
- 教育・保育推進体制の充実・強化
- 市町村区域を超えた広域調整
- 教育・保育情報の公表

- ◆ 卒業後に県内において保育業務に従事しようとする学生を対象に返還免除付き修学資金の貸し付け→令和4年度94名、令和5年度77名（追加募集中）
- ◆ 「みなし保育士」となり得る子育て支援員研修養成研修 令和5年度受講生80名

基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実

地域の実情や子育て家庭の様々なニーズに対応し、切れ目のない子育て支援体制を構築するため、地域子ども・子育て支援事業の取組の充実に向け支援します。

また、児童虐待やDV防止対策、子どもの貧困対策を進めるほか、障害のある子どもや外国につながる子ども、ひとり親家庭など、支援を要する子どもや家庭のサポートの充実を図ります。

- 地域子ども・子育て支援事業の支援と機能強化
- 児童館を活用した児童の健全育成
- 支援を要する子どもや家庭のサポート

- ◆ 令和5年度途中から、医療的ケアが必要な乳幼児について、保育所等における児の受入体制を整備することにより、多様な保育ニーズに対応
- ◆ 令和4年度に実施した研修会等への講師派遣による子どもの貧困問題に関する啓発等を踏まえ、地域で困りごとを抱えた子ども等を見守り、支える居場所づくりを新たに行おうとする団体等に対し助成

基本施策3 結婚・子育てのサポート体制の充実・強化

社会全体で結婚や子育てを支える気運を醸成するとともに、次代の社会を担う子どもが安心して暮らすことができるよう、出会いや結婚、仕事と子育ての両立に向けたサポート体制を充実・強化します。

- 結婚・子育てを社会全体で支える気運醸成
- 若者の就職への支援
- 出会い・結婚支援の更なる強化
- 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進
- ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の整備

- ◆ 令和4年度・5年度は、11月を「あきたで結婚・子育て応援キャンペーン」期間とし、地域で結婚や子育て支援の活動に取り組む団体を広く周知し、地域における支援の輪を拡大させるとともに、若い世代の出会い、結婚、子育てなどに前向きな意識の醸成と県民へ結婚や子育てをする良さを伝えるイベントを開催
- ◆ 令和4年度途中から、安心して出産・子育てができる環境整備のための伴走型の相談支援を充実・強化

基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実

子育て家庭は保育料や医療費等、子育てに係る経済的負担が大きいことからその負担の軽減を図ります。

- 幼児教育・保育に要する経費や医療費の負担軽減
- 安心して進学できる環境づくり
- ゆとりある住宅確保等への支援

- ◆ 令和5年度は、保育料や副食費の助成を25市町村が実施
- ◆ 令和5年度は、平成30年4月2日以降新たに第3子以降の子が生まれた世帯に対し、一時預かり等の利用料の助成を18市町村が実施
- ◆ 多子世帯を対象とした住宅のリフォームに対する補助事業が令和2年度以降は年間500件前後の実績

基本施策5 母子保健対策の充実

母子の生命を守り、母子の健康の保持増進を図ることに加え、予防的な観点から児童虐待問題についても取組を推進します。

- 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策と不妊への支援
- 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- 育児に困難を抱える親への支援
- 妊娠期からの児童虐待防止対策

- ◆ 令和5年度から、男性が育児休業を取得しやすい環境整備に向け、男性の家事・育児参画を促進するための企業や家族を対象としたセミナーを開催
- ◆ 令和4年度からは、医療的ケア児等に対する総合相談機能を担う、医療的ケア児支援センターを運営

政策2 安心して子育てできる環境の整備 主な取組

基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくり

子育て家庭が安心して生活できるよう生活環境の整備や交通安全対策、犯罪等の被害から守るための対策を家庭や学校、地域、関係機関の連携により取り組んでいきます。

- 子育てを支援する生活環境の整備
- 子どもの安全を確保するための取組の推進
- 犯罪被害防止対策や被害者への支援

- ◆ 教育庁では、日本海中部地震や東日本大震災の記憶を風化させない取組として、県民防災の日や津波防災の日等に合わせ、地域住民や小学生を対象とした避難誘導訓練、防災教室等を実施掲げ、通学路の安全確保や安全教育を実施

基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実

学校・家庭・地域等が連携・協働しながら、小・中・高の教育活動を通じて、確かな学力・豊かな心、たくましく健やかな体を育成し、児童生徒一人ひとりの「未来を切り拓き生きる力」を育みます。

- 人権を尊重する教育と自尊感情、自己有用感の醸成
- 子どもの食育の推進
- きめ細かな教育の推進
- 子どもの心の育ちと青少年の健全育成
- 豊かな心と健やかな体の育成
- 地域学校協働活動の充実

- ◆ 令和4年度から全校種の教職員を対象としたオンライン研修の実施など、子どもたちがインターネットを健全に利用できるよう、啓発活動やインターネット利用状況を対象としたネットパトロール等を実施